三四〇二・一一―三四〇二・九〇

三四・〇三―三四・〇七

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三五・〇三―三五・〇五	第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の変更又は第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇六	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三七類　写真用又は映画用の材料

三七・〇一―三七・〇七	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三七・〇一項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八類　各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇五・一〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇五・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇五・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・九〇	第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・三〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇六・九〇―三八〇七・〇〇	第三八〇六・九〇号若しくは第三八〇七・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号又は第三八〇七・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇八・五〇―三八〇八・九九	第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇九・一〇	第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）
三八〇九・九一―三八一八・〇〇	第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・一九	第三八・一九項の産品への他の項の材料からの変更

三八二〇・〇〇―三八二四・五〇	第三八二〇・〇〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八二〇・〇〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・六〇	第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類　プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇―三九〇九・五〇	第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一〇	第三九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九一一・一〇―三九一三・九〇	第三九一一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九一一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一四―三九・二六	第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇類　ゴム及びその製品

四〇・〇一―四〇・〇三	第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇四	第四〇・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
四〇・〇五―四〇・一七	第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・一五	第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更